



# 三重県公報

令和2年10月6日 (火)

第 147 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
655	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
656	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	2
657	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	2
<b>選 管 告 示</b>			
38	三重県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正後の収支の要旨の公表	(選挙管理委員会)	3
39	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	( 同 )	5
40	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出の一部を改正する告示	( 同 )	6
41	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	6
42	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	( 同 )	7
43	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( 同 )	7
<b>公 告</b>			
	農業振興地域の区域の変更	(農地調整課)	7
	同伴	( 同 )	8
	屋外広告物講習会の実施	(都市政策課)	8
<b>正 誤</b>			
	令和2年7月21日付け三重県公報第125号	(治山林道課)	9

**告 示**

**三重県告示第 655 号**

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 形質変更時要届出区域  
三重県松阪市久保町 1855 番 370 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類鉛及びその化合物

**三重県告示第 656 号**

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 657 号**

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名 称	区 域
特定のり 城南加入区	伊曾島漁業協同組合のうち城南の地区
特定のり 若松加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち若松の地区
特定のり 白子加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区
特定のり 大淀加入区	伊勢湾漁業協同組合のうち大淀の地区

特定のり 桃取町加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち桃取町の地区
特定のり 答志加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち答志の地区
特定のり 和具浦・菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち和具浦及び菅島の地区

<b>選 管 告 示</b>
----------------

**三重県選挙管理委員会告示第 38 号**

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告がありましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、訂正後の要旨を次のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

**公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨**

- 1 選挙の種類 平成 31 年 4 月 7 日執行 三重県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
34,726,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	所属党派名	無所属	期間	平成 31 年 2 月 18 日から
出納責任者氏名	三船 正美				第 1 回分 平成 31 年 4 月 19 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	2,828,276 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	432,717
自由民主党本部	政党	2,000,000 円	選挙事務所費	313,469
すずき英敬後援会	政治団体	10,960,412	集会会場費	119,248
			通信費	22,278
			交通費	101,741
			印刷費	8,588,006
			広告費	2,556,728
			文具費	0
			食糧費	322,122
			休泊費	69,300
			雑費	120,784
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		12,960,412	今回計	15,041,952
前回計		0	前回計	0
総計		12,960,412	総計	15,041,952

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	794,600 円
	ポスターの作成	1,287,000 円
	計	2,081,600 円

報告書受理年月日	平成 31 年 4 月 22 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

三重県選挙管理委員会告示第 39 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
片山秀樹後援会	伊藤 強	片山 秀樹	いなべ市北勢町東貝野 149	令和 2 年 6 月 16 日	
小久保純一後援会	寺田 直喜	江崎 満	鳥羽市鳥羽五丁目 8-1	令和 2 年 9 月 2 日	
竹内久美後援会	竹内 久美	谷水 伝美	志摩市志摩町和具 1896-23	令和 2 年 8 月 31 日	
はませたつお後援会	濱瀬 達雄	濱瀬 由希	伊賀市上野東町 2964-1	令和 2 年 8 月 25 日	
原田京子後援会	原田 京子	原田 京子	三重郡菟野町大字菟野 1932-1	令和 2 年 8 月 31 日	
ふるさと再生の会	寺田 直喜	江崎 満	鳥羽市鳥羽五丁目 8-1	令和 2 年 9 月 2 日	
松井研二後援会	松井 研二	松井 研二	志摩市大王町波切 1571-24	令和 2 年 7 月 8 日	
三重改革協議会	金森 正	古川 孝二	津市栄町 2-311	令和 2 年 9 月 1 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党青山支部	森 正敏	主たる事務所の所在地	伊賀市阿保 530	伊賀市霧生 77-1	令和 2 年 8 月 20 日	政党
自由民主党上野支部	中村 信通	代表者	森 正敏	萩野 勝重	令和 2 年 7 月 19 日	政党
自由民主党三重県文教振興支部	小川 眞也	代表者	中村 信通	空森 栄幸		
		会計責任者	上林 修平	岡本 幸子		
自由民主党三重県文教振興支部	小川 眞也	主たる事務所の所在地	四日市市河原田町 1404-60	四日市市平町 21-2	令和 2 年 8 月 1 日	政党
自由民主党三重県同友支部	新田 昌弘	代表者	小川 眞也	新内 均	令和 2 年 8 月 1 日	政党
自由民主党度会支部	大野 原徳	代表者	新田 昌弘	東本 達也		
		主たる事務所の所在地	度会郡度会町棚橋 1382	度会郡度会町注連指 1963-2	令和 2 年 8 月 7 日	政党
		代表者	大野 原徳	上村 正徳		

石川よしき後援会	伊藤春樹	会計責任者	寺本裕幸	水谷有男	令和2年8月26日
伊藤まさよし後援会	伊藤徳照	代表者	伊藤徳照	堀内順吉	令和2年9月13日
元坂明後援会	染川満夫	代表者	染川満夫	津田正文	令和2年8月1日
幸福実現党四日市後援会	山中浩史	会計責任者	佐藤資子	荻原一幸	令和2年7月28日
大日本菊水会青年隊三重県本部	青山博美	会計責任者	仲村和也	青山博美	平成31年1月1日
			鈴木健太郎	仲村和也	令和元年9月28日
藤木しんや三重県後援会	谷口俊二	会計責任者	飯田成人	森田幸利	令和2年6月30日
三重県中小企業政策推進協議会	三林憲忠	代表者	三林憲忠	佐久間裕之	令和2年7月30日
山田としお三重県後援会	谷口俊二	会計責任者	飯田成人	森田幸利	令和2年6月30日
吉田博康後援会	宮本裕司	会計責任者	池尻亮輔	山本ちず子	令和2年8月1日

三重県選挙管理委員会告示第 40 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出について、訂正の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出（令和元年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、公表します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
1 政治団体の設立						1 政治団体の設立					
政治団体 の名 称	代表 者の 氏名	会計 責任 者の 氏名	主たる 事務 所の 所在地	届出 年月 日	備考	政治団体 の名 称	代表 者の 氏名	会計 責任 者の 氏名	主たる 事務 所の 所在地	届出 年月 日	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
島田 とお る後 援会	鈴木 清美	<u>藤原</u> <u>千香</u> <u>子</u>	鳥羽 市鳥 羽 5 丁目 1-10	平成 31年 3月8 日		島田 とお る後 援会	鈴木 清美	<u>藤原</u> <u>千賀</u> <u>子</u>	鳥羽 市鳥 羽 5 丁目 1-10	平成 31年 3月8 日	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)						2 (略)					

三重県選挙管理委員会告示第 41 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 備考

立憲民主党三重県第2区総支部  
島田とおる後援会

中川正春  
鈴井清美

令和2年9月14日  
令和2年3月1日

政党

**三重県選挙管理委員会告示第 42 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 2 年三重県選挙管理委員会告示第 30 号は、廃止します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50 分の 1 の数 29,790

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 286,188

**三重県選挙管理委員会告示第 43 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 2 年三重県選挙管理委員会告示第 31 号は、廃止します。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	75,888
四 日 市 市	85,038
伊 勢 市	35,294
松 阪 市	44,718
桑名市・桑名郡	40,027
鈴 鹿 市	53,517
名 張 市	21,849
尾鷲市・北牟婁郡	9,621
亀 山 市	13,173
鳥 羽 市	5,282
熊野市・南牟婁郡	10,304
いなべ市・員弁郡	19,338
志 摩 市	14,323
伊 賀 市	24,390
三 重 郡	18,006
多 気 郡	13,044
度 会 郡	12,693

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 農業振興地域

津地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び津農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

---

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農業振興地域

菰野地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び四日市農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

---

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 25 条第 1 項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

本講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所に設置しなければならない「業務主任者」になることができます。

令和 2 年 10 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 実施期日、時間及び実施場所

(1) 実施期日及び時間

令和 2 年 11 月 27 日（金）9 時 20 分から 16 時 30 分まで ※ 9 時受付開始

(2) 実施場所

津市栄町 1 丁目 891 番地

吉田山会館 2 階 第 206 会議室

2 講習科目

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 対象者

今年度は新型コロナウイルス感染症対策により受講人数が限られるため、受講者は、三重県内に在住している方又は勤務先の所在地が三重県内の方に限ります。

4 受講定員 30 人

5 受講申込書の受付期間、配布場所及び郵送先

(1) 受付期間

令和 2 年 10 月 6 日（火）から同月 27 日（火）まで

郵便又は信書便により提出してください。令和 2 年 10 月 6 日（火）から同月 27 日（火）までの消印のあるものを有効とします。

定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

(2) 配布場所

三重県県土整備部都市政策課のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス (<http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>) 又は「三重県 屋外広告物」で検索してください。

また、三重県県土整備部都市政策課で配布しています。

(3) 郵送先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県 県土整備部都市政策課 景観・屋外広告班

封筒に「屋外広告物講習会受講申込書在中」と記載してください。



## 6 提出書類

## (1) 屋外広告物講習会受講申込書（第 15 号様式）

（受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦 4 c m×横 3 c m、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前 6 月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。）を貼付してください。）

## (2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類

## 7 講習手数料 一科目につき 2,000 円（三重県収入証紙にて納付してください。）

※ 講習科目の一部免除者は 4,000 円、それ以外の方は 6,000 円となります。

※ 納付された手数料は返還しません。

## 8 テキスト

必須テキスト：「屋外広告の知識」全 3 巻(持参)

第 1 巻：法令編（第五次改訂版）

第 2 巻：デザイン編（第四次改訂版）

第 3 巻：設計・施工編（第四次改訂版）

※ 必須テキストがない方は受講できませんので御注意願います。

※ 法令編に関しては、第五次改訂版（令和元年 5 月改訂）を御用意ください。

参考テキスト：「広告景観 屋外広告の知識 デザイン編 事例集」（持参）

※ 参考テキストの購入は必須ではありませんが、参考テキストに記載されている事例を講義中に取り扱います。

テキスト購入希望者は、直接「株式会社ぎょうせい」へお申込みください。

## 9 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。

## (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書

## (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し

## (3) 第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し

## (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証書又は修了証書の写し

## 10 その他

新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を延期又は中止する場合があります。

## 11 問い合わせ先

三重県県土整備部都市政策課（電話 059-224-2748）

---

**正 誤**

令和 2 年 7 月 21 日付け三重県公報第 125 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の告示中  
ページ 行

6 下から 17

誤

熊野市五郷町湯谷字古イモ 105・106（次の図に示す部分に限る。）、105 の 1、字石湯 107

正

熊野市五郷町湯谷字古イモ 105・106（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、105 の 1、字石湯 107

---

**発行 三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---